

## 港区保健衛生事務手数料一覧

再編後の業種(本則)		手数料 (本則)	付則:既存施設は本則の更新額適用 (下線の許可手数料を適用)	再編後の業種(本則)		手数料 (本則)	付則:既存施設は本則の更新額適用 (下線の許可手数料を適用)
飲食店営業	新規	16,000	飲食店営業、菓子製造業(自動車)、アイスクリーム類製造業、喫茶店営業、魚介類販売業(自動車)	冰雪製造業	新規	21,000	冰雪製造業
	更新	8,000			更新	10,500	
飲食店営業(移動又は臨時)	新規	4,700	飲食店営業(移動又は臨時)、菓子製造業(移動又は臨時)	液卵製造業	新規	12,300	液卵製造業
	更新	2,300			更新	6,100	
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	7,200	飲食店営業(自動販売機)、喫茶店営業(自動販売機)	食用油脂製造業	新規	21,000	食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業
	更新	5,100			更新	10,500	
食肉販売業	新規	9,600	食肉販売業	みそ又はしょうゆ製造業	新規	16,000	みそ製造業、しょうゆ製造業
	更新	4,800			更新	8,000	
魚介類販売業	新規	9,600	魚介類販売業	酒類製造業	新規	16,000	酒類製造業
	更新	4,800			更新	8,000	
魚介類競り売り営業	新規	21,000	魚介類競り売り営業	豆腐製造業	新規	14,000	豆腐製造業
	更新	10,500			更新	7,000	
集乳業	新規	9,600	集乳業	納豆製造業	新規	14,000	納豆製造業
	更新	4,800			更新	7,000	
乳処理業	新規	21,000	乳処理業、乳酸菌飲料製造業	麺類製造業	新規	14,000	麺類製造業
	更新	10,500			更新	7,000	
特別牛乳搾取処理業	新規	21,000	特別牛乳搾取処理業	そうざい製造業	新規	21,000	そうざい製造業、飲食店営業、そう菜半製品製造業
	更新	10,500			更新	10,500	
食肉処理業	新規	21,000	食肉処理業	複合型そうざい製造業	新規	35,200	該当なし(新規のため都の金額準用)
	更新	10,500			更新	23,300	
食品の放射線照射業	新規	21,000	食品の放射線照射業	冷凍食品製造業	新規	16,000	食品の冷凍又は冷蔵業
	更新	10,500			更新	8,000	
菓子製造業	新規	14,000	菓子製造業、あん類製造業	複合型冷凍食品製造業	新規	35,200	該当なし(新規のため都の金額準用)
	更新	7,000			更新	23,300	
アイスクリーム類製造業	新規	14,000	アイスクリーム類製造業	漬物製造業	新規	12,300	つけ物製造業
	更新	7,000			更新	6,100	
乳製品製造業	新規	21,000	乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業	密封包装食品製造業	新規	16,000	ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、調味料等製造業
	更新	10,500			更新	8,000	
清涼飲料水製造業	新規	21,000	清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業	食品の小分け業	新規	14,000	①菓子製造業、あん類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、つけ物製造業、そう菜半製品等製造業、魚介類加工業
	更新	10,500			更新	7,000	
食肉製品製造業	新規	21,000	食肉製品製造業	添加物製造業	新規	21,000	添加物製造業
	更新	10,500			更新	10,500	
水産製品製造業	新規	16,000	魚肉練り製品製造業、魚介類加工業				
	更新	8,000					